

令和5年5月8日

保護者の皆様

八尾市立龍華中学校  
校長 喜多 真一

### 5類感染症への移行後の学校における新型コロナウイルス感染症対策について

平素は、本校教育活動にご理解とご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、八尾市教育委員会より、「5類感染症への移行後の学校における新型コロナウイルス感染症対策について」が通知されましたので、下記のとおりお知らせいたします。

つきましては、保護者の皆様には、ご理解とご協力のほどお願い申し上げます。

なお、今後の状況により変更が生じる場合があります、その際は追加的な連絡をすることがあります。ご了承ください。

#### 記

#### 1. 学校における新型コロナウイルス感染症対策の考え方について

##### ○新型コロナウイルス感染症の5類感染症への移行後においても

- ・家庭との連携による生徒の健康状態の把握
- ・適切な換気の確保
- ・手洗い等の手指衛生や咳エチケットの指導

といった対策を講じることが、引き続き重要である一方で、感染状況が落ち着いている平時においては、これ以外に特段の感染症対策を講じる必要のないこと

##### ○地域や学校において感染が流行している場合などには、活動場面に応じて、

- ・「近距離」「対面」「大声」での発声や会話を控えること
  - ・児童生徒間に触れ合わない程度の身体的距離を確保すること
- 等の措置を一時的に講じることが考えられること

#### 2. 学校における出席停止措置の取り扱いに関することについて

##### ○新型コロナウイルス感染症への感染が確認された児童生徒に対する出席停止期間は、

- ・有症状の場合 発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで。

※「発症した後5日を経過」や「症状が軽快した後1日を経過」については、発症した日や症状が軽快した日の翌日から起算すること。

※「症状が軽快」とは、従来の社会一般における療養期間の考え方と同様、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあることを指す。

- ・無症状の場合 検体を採取した日から5日を経過するまで。

出席停止期間	0日め	1日め	2日め	3日め	4日め	5日め
児童生徒本人の感染が判明した場合		発症日の翌日 (無症状の場合は 検体採取日の翌日)				
	発症	(有症状) 発症した後5日 かつ 症状軽快後1日経過まで				
	検体採取	(無症状) 検体採取日から5日経過まで				

※発症日または検体採取日を「0日」として、その翌日から「1日め」とします。

- 出席停止解除後、発症から10日を経過するまでは、当該児童生徒に対してマスクの着用が推奨されています(文部科学省通知)。

### 3. その他

- 新型コロナウイルス感染症への感染が確認された児童生徒等が、出席停止の期間を経て、登校するに当たっては、学校に陰性証明を提出する必要はありません。ただし、インフルエンザによる出席停止後に登校を再開する際は、従来どおり「治癒証明書」の提出が必要となります。
- 同居家族等が感染した場合でも、感染が確認されていない児童生徒については、直ちに出席停止の対象とする必要はないこと。本人の状況に応じて判断されます。
- 感染不安で休ませたいときは、その事情等、学校まで相談をしてください。
- 発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がある場合は、自宅で休養することが重要です。無理をして登校しないようにしてください。
- [新型コロナウイルス感染症に係る児童生徒の出席停止等の対応について | 八尾市 \(city.yao.osaka.jp\)](https://city.yao.osaka.jp)



=====

文部科学省「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル（2023. 5. 8～）」より

[https://www.mext.go.jp/content/20230427-mxt\\_kouhou01-000004520\\_1.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20230427-mxt_kouhou01-000004520_1.pdf)



「はじめに」（抜粋）

5類感染症への移行後においては、従来の感染症対策を一律に講じるのではなく、感染状況が落ち着いている平時においては、換気や手洗いといった日常的な対応を継続することが基本となります。その上で、感染流行時には、一時的に活動場面に応じた対策を講じることが考えられます。

#### 平時から求められる感染症対策について（抜粋）

##### 1. 換気の確保

新型コロナウイルス感染症の感染経路は、接触感染のほか、せき、くしゃみ、会話等のときに排出される飛沫やエアロゾルの吸入等とされており、換気の確保は、引き続き、有効な感染症対策となります。このため、換気は、気候上可能な限り常時、困難な場合はこまめに（30分に1回以上、数分間程度、窓を全開する）、2方向の窓を同時に開けて行うようにします。

換気扇等の換気設備がある場合には、常時運転します。

冬季における換気の留意点について、冷気が入りこむため窓を開けづらい時期ですが、空気が乾燥し、飛沫が飛びやすくなることや、季節性インフルエンザが流行する時期でもありますので、換気に取り組むことが必要です。気候上可能な限り、常時換気に努めてください（難しい場合には30分に1回以上、少なくとも休み時間ごとに、窓を全開にします。）。

##### 2. 手洗い等の手指衛生

ウイルスが付着したものに触った後、手を洗わずに、目や鼻、口を触ることにより感染することもあります。手指で目、鼻、口をできるだけ触らないようにするとともに、接触感染を避ける方法として、手洗いを指導します。

具体的には、登校時や外から教室等に入る時、トイレの後、給食（昼食）の前後など、こまめに手を洗うことが重要です。手洗いは30秒程度かけて、流水と石けんで丁寧に洗います。

なお、手指用の消毒液は、流水での手洗いができない際に、補助的に用いられるものですので、基本的には流水と石けんでの手洗いを指導します。

##### 3. 咳エチケット

咳エチケットとは、感染症を他者に感染させないために、咳・くしゃみをする際、ティッシュ・ハンカチや、袖、肘の内側などを使って、口や鼻をおさえることです。他者に飛沫を飛ばさないよう、児童生徒等に対して適切に咳エチケットを行うよう指導します。